

新潟市農地効率的利用促進審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 34 号

新潟市農地効率的利用促進審査会規則の一部を改正する規則

新潟市農地効率的利用促進審査会規則（平成 27 年新潟市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（委員）」に改め、同条中「、市長が委嘱する」を「、諮問の都度市長が委嘱し、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条から第 13 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。